事例No.	349
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	新潟県胎内市

事例区分	公営企業

タグ	・観光施設事業 ・公共施設活用 ・新たな政策手法の確立・活用

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「地ビール園の民間譲渡」（その他観光施設）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

観光施設:事例2

○ 事例名等

事例名	地ビール園の民間譲渡
団体名	新潟県胎内市
事業名(事業区分)	観光施設事業(その他観光施設)
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	30,558	行政区域内面積(㎢)	264.89
事業開始年月日	平成11年4月1日	建物延面積(㎡)	1,325
利用者(入込数)	22,183	地ビール製造量(kl)	17.9
ビール売上(千円)	13,760	職員数(人)	4

※表中の計数は平成23年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

当該施設は、農業と観光を連携させた地域振興を担う胎内リゾート(ホテル、スキー場、フィッシングパーク等)の新たな拠点施設として整備され、本格的な地ビール醸造にこだわりドイツからマイスターを招へいして地ビール製造を実施してきた。操業当初は多くの利用者で賑わっていたが、平成16年以降の景気の低迷等により、施設の運営状況が非常に厳しくなってきた。平成17年9月に町村合併により胎内市が誕生し、胎内リゾートエリアの市有施設の今後の運営のあり方、方向性等を検討する胎内リゾート活性化検討委員会が設置され、当該施設も対象となり収支の分析、改善策、民間活力を導入した施設運営の継続等について協議した。協議結果を踏まえ、市民に広くPRすることとし、地ビールの消費量増加を促すイベント等(期間限定の飲み放題)も2年間実施したが、収支の改善には至らず平成23年4月からレストラン部門を休止、売店部門のみ通年営業する運営体制とし経費節減を図った。その後、事業方針について民間事業者による管理運営方法を検討した。

(2)検討を開始した契機・導入過程

年度	動向等	
17	平成17年9月に中条町、黒川村が合併し胎内市が誕生する。	両町村の市有施設の管理運営が増加する。
19	胎内リゾート活性化プロジェクト設置を図る。	商工観光課が事務局となり、庁内の関係課が構成となり市有施設の課題、問題点等の検討、協議を実施する。
	胎内リゾート活性化検討委員会要綱設置を図る。	胎内リゾートの市有施設の今後のあり方、方向性等の検討を実施する。
20～21	胎内リゾート活性化検討委員会で検討、協議された取組みを実施する。	胎内高原ビール園において収支改善に向けたイベント等を実施する。(外部委託により、胎内リゾート活性化マスタープラン策定、計画期間は、平成20年～24年度、胎内リゾート活性化アクションプラン策定、計画期間は、平成20年～22年度)
22	胎内高原ビール園で収支改善に向けた取組みについて検証を実施する。	収支改善に至らず今後の運営等について検討、協議を実施する。(胎内リゾート活性化マスタープラン、アクションプランの評価、検証、見直し)
23	施設の運営体制の見直しを図る。	運営経費の削減を図ることからレストラン部門を休止、売店部門及び同フロアで軽食のみの運営体制を実施する。
	補助事業で取得した施設であることから県と協議を実施する。	財産処分制限期間内であるが10年経過しており民間事業者による事業継続を決定する。

年度	動向等	
23	レストラン部門の貸出の募集を図る。	1社から問合せがあったが、維持管理費等の課題により候補者が決定せず引続き運営先の探索を実施する。
	事業継続の為、民間事業者の探索を実施する。	市長はじめ一丸となり運営先となる民間事業者の探索を実施する。
24	民間事業者代表が胎内高原ビール園を視察する。	市長と民間事業者代表による施設運営について合意する。
	民間事業者の運営に伴う手続き等が開始される。	管轄税務署との事前協議及び運営に係る醸造、販売等について引継ぎ、指導を実施する。
	財産処分の手続きの開始を実施する。	新潟県（新発田地域振興局）及び民間事業者の運営計画等を協議し手続きの開始を実施する。
	民間事業者への運営移行に伴い現地施設（胎内高原ビール）の案件について協議、調整を図る。	職員及び臨時職員の配置や商品の取引先への説明等により移行の準備を図る。
	民間事業者への運営移行に伴い庁内で関係課等と協議、調整を図る。	総務課、財政課、民間金融機関と予算、条例等について協議、調整を実施する。
	市議会へ当該施設の修繕、公債費（起債の繰上償還）の計上及び条例廃止、無償貸付の議案を提出する。	議会へ提案理由の説明をし議決する。
25	平成25年4月から民間事業者による運営を開始する。	

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

平成10年度に補助事業で整備した施設の運営状況等が非常に厳しくなってきたことから、民間事業者の創意工夫、運営の自由度等を活かした効率的な事業実施により施設運営を継続するとともに、胎内リゾートエリアのより一層の発展を図ることとした。

(2)効果

民間活用による効率的な事業運営が、観光誘客の促進、地元雇用の維持、ドイツ人マイスター直伝の醸造方法の継承、特産品の確保、知名度の向上等の地域振興に寄与している。また、設備の増強によるリニューアル商品が鑑評会で入賞するなど、製造技術の向上が図られている。

（園内の様子）



（自社製品例）



3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

経営状況の悪化を機に、市長、市議会、市当局が一体となって事業運営方法を検討した結果、民間活力導入による事業継続を実現することができた。

(2)今後の課題等

施設及び設備の経年劣化に伴う維持修繕に係る費用の抑制

○問合せ先

担当課	胎内市　農林水産課　ふるさと特産係		
TEL	0254-43-6111（内線1245）	MAIL	furutoku@city.tainai.lg.jp